

民法478条とATM引出し の適用事例等

金融庁

○民法第 478 条

「債権ノ準占有者ニ為シタル弁済ハ弁済者ノ善意ナ^②
リシトキニ限り其効カヲ有ス」^①

(趣旨)

本条の趣旨は、債務の弁済という日常頻繁に行われる取引を敏速かつ簡便に処理するため、準占有者に対して行った弁済も一定の要件の下に有効としたものとされる。

- ① 「債権の準占有者」とは、取引観念の上からみて真実の債権者と信じさせるような外観を有する者。
- ② 条文上は、弁済者の無過失を要求していないが、判例上は同条により弁済が有効とされるのは弁済者が「善意かつ無過失」の場合に限るとされている。

※ なお、同条は債務の弁済についての一般的な規定であり、キャッシュカードの利用に関する約款がある場合は、その約款が有効である限り、約款の定めに従うこととなる。

○ATMによる引き出し等に関する判例

偽造キャッシュカードに関する判例は現在のところ把握していないが、ATMの引出しに関し、民法第478条の適用等が争われた最高裁判例がある（最高裁平成15年4月8日第3小法廷判決）。

（事件の概要）

駐車場から車が盗まれた際、そのダッシュボードの中にあつた預金通帳も盗まれ、ATMから預金が引き出された（暗証番号は車両ナンバーと同じ）。なお、銀行のカード規定等には、通帳を利用した機械払の方法により預金の払戻しが受けることができる旨の規定がなかった。

（判示内容）

1. 本件についても、民法第478条の適用があるものと解すべきであり、非対面のものであることをもって同条の適用を否定すべきではない。
2. 銀行が無過失であるというためには、単に払戻しの際に機械が正しく作動したことだけでなく、銀行が、機械払システムの設置管理の全体について、可能な限度で無権限者による払戻しを排除し得るような注意義務を尽くしていたことを要する。
3. 銀行が、通帳機械払のシステムを採用していたにもかかわらず、その旨をカード規定等に規定せず、預金者に対する明示を怠ったことから、注意義務を尽くしていたということはできず、本件払戻しについて過失があつたというべき。

カード規定試案（当初：昭和51年制定）の
改正（全銀協平6.4.15全事第10号通達）

○改正のポイント：10条2項の但し書きの新設

第10条（暗証照合等）

- （1）カードは、他人に使用されないよう保管してください。また、暗証は他人に知られないようにしてください。
- （2）当行が、カードの電磁的記録によって、支払機または振込機の操作の際に使用されたカードを当行が交付したのものとして処理し、入力された暗証との一致を確認して預金の払戻しをしたう
えは、カードまたは暗証につき偽造、変造、盗用その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行および提携先は責任を負いません。ただし、この払戻しが偽造によるものであり、カードおよび暗証の管理について預金者の責に帰すべき事由がなかったことを当行が確認できた場合の当行の責任については、このかぎりではありません。
- （3）当行の窓口においてカードを確認し、払戻請求書、諸届その他の書類に使用された暗証と届出の暗証との一致を確認のうえ取扱いました場合でも前項と同様とします。

(参考) 免責約款に関する判例

無権限者によるCD機からの預金引出しに関し、免責約款の有効性が争われた例（最高裁平成5年7月19日判決）。

(事件の概要)

CD機から預金者以外の何者かが預金をキャッシュカードで引き出し（使用されたカードは真正。入力された暗証番号も正しいものと確認された）。なお、当該カードの磁気ストライプ上、暗証番号データがコード化されており、いわゆる「ゼロ暗証化」はなされていなかった。

(注) 当時の約款は、偽造カードに関する但書きが無く、現在のカード規定等とは規定振りが異なる。

(判示内容)

1. 真正なキャッシュカードが使用され、正しい暗証番号が入力されていた場合は、銀行による暗証番号の管理が不十分等の特段の事情が無い限り、約款上の免責は有効。
2. (「当該カードについては、市販のカードリーダー等により、暗証番号を解読することが可能であり、支払いシステムの安全性を欠き免責約款は無効」との主張については、) 解読には相応の知識と技術が必要であり、また、本件支払いがされた当時（昭和56年）は、そのような解読技術はそれほど知られていなかったことから、CD機による支払いシステムが免責約款の効力を否定しなければならないほど安全性を欠くものとはいえない。